

一、事議發生、場所

府下碑谷町字碑文谷一四一。番地

二、事業主側

名 稱 北辰電氣製作所

事業主 清水莊平 (個人經營)

資本金 五拾五圓

事業 電氣計器類製作

企業系統 ナシ

使用労働者 男一三三名、女ナシ

三、労働者側

事議参加入員 男八名 (職首者)

應援 日本金屬労働組合 (全協系)

事議参加労働者中組合加入者 六名

四、事議發生、時

昭和五年六月二十八日

五、事議發生、原因

職工中小川 武外七名ハ作業急慢ナルニヨリ解雇言渡シタルニ因ル

六、要求事項ニ其ノ交渉状況

前叙ノ如ク解雇、言渡シテ受ケタル職工小川外五名ハ六月三十日前八時工場ニ入場セントシ工場長ヨリ拒否セラレタルニ工場食堂ニ入り前十時清水工場主、出勤ヲ待テ會見シ解雇理由ノ説明ヲ求メタルニ工場主ヨリ常時ノ作業急慢ナルヲ及覆説明セルニ職工等ハ本月二日再會方申込ミ引揚ケタルノ邊ニ本月三日後一時頃工場主ヲ訪問復職嘆願セルニ拒絶セラレシタルカ工場主ハ諸君カ解雇ヲ承諾スレハ退職手當トシテ十四日分、外最後二十日最高三月分位々支給スル旨ヲ告ケタルニヨリ職工等ハ協議、上再會ヲ約シ退所セリ